

誘導灯について

ホールにおける視覚効果・演出効果上、特に暗さが必要な催し物で、誘導灯の消灯を希望する場合は、主催者において次の事項を確認いただき、手続きをお願いいたします。

なお、消灯による事故につきましては、鳥栖市民文化会館では一切責任を負いません。主催者の責任において、十分な安全管理を行ってください。

1 消灯の条件

- (1) 消灯は、特に暗さが要求され、誘導灯の点灯が演出上の障害となるおそれがある時間帯に限定してください。また、遅刻客の入場が予想される時間帯は、できる限り消灯を避けてください。
- (2) 消灯は、避難口誘導灯のみです。客席誘導灯（足元灯）の消灯はできません。
- (3) 入場者の客層や公演内容によって誘導灯の消灯が危険と認められる場合は、消灯できません。
- (4) 公演開始前に、アナウンスにより観客に対し次に掲げる内容の周知をしてください。
『開演中は、舞台演出の都合により、ホール内の避難口誘導灯を消灯しますので、もう一度避難口を確認願います。なお、非常時におきましては、即時点灯いたします。』
『本日の公演は、演出上の都合により、誘導灯を消灯します。なお、非常の際には誘導灯が点灯しますが、あらかじめ非常口をご確認ください。緊急の際には、各扉にいます係員の指示に従って行動していただきますようお願いいたします。』
- (5) 消灯時の観客の入退場等につきましては、主催者の責任において、各扉に懐中電灯を所持した案内要員を配置する等、安全対策に万全を期してください。
- (6) 消灯による事故につきましては、一切の責任を主催者が負うこと。

2 誘導灯消灯の内容

- (1) 休憩時及び終演時には、客席照明と連動して、誘導灯を点灯します。したがって、客席照明を残したままで、誘導灯のみを消灯することはできません。
- (2) このほか、危険防止のために点灯が必要と認められる場合は、当会館のスタッフが点灯いたします。

3 消灯手続き

- (1) 使用日の3日前までに、「誘導灯消灯届」（別紙1）と、消灯を必要とする「タイムスケジュール」及び「人員配置計画書」（書式は任意）を提出してください。

〒841-0052 鳥栖市宿町807-17

鳥栖市民文化会館

TEL0942-85-3645 FAX0942-85-3647